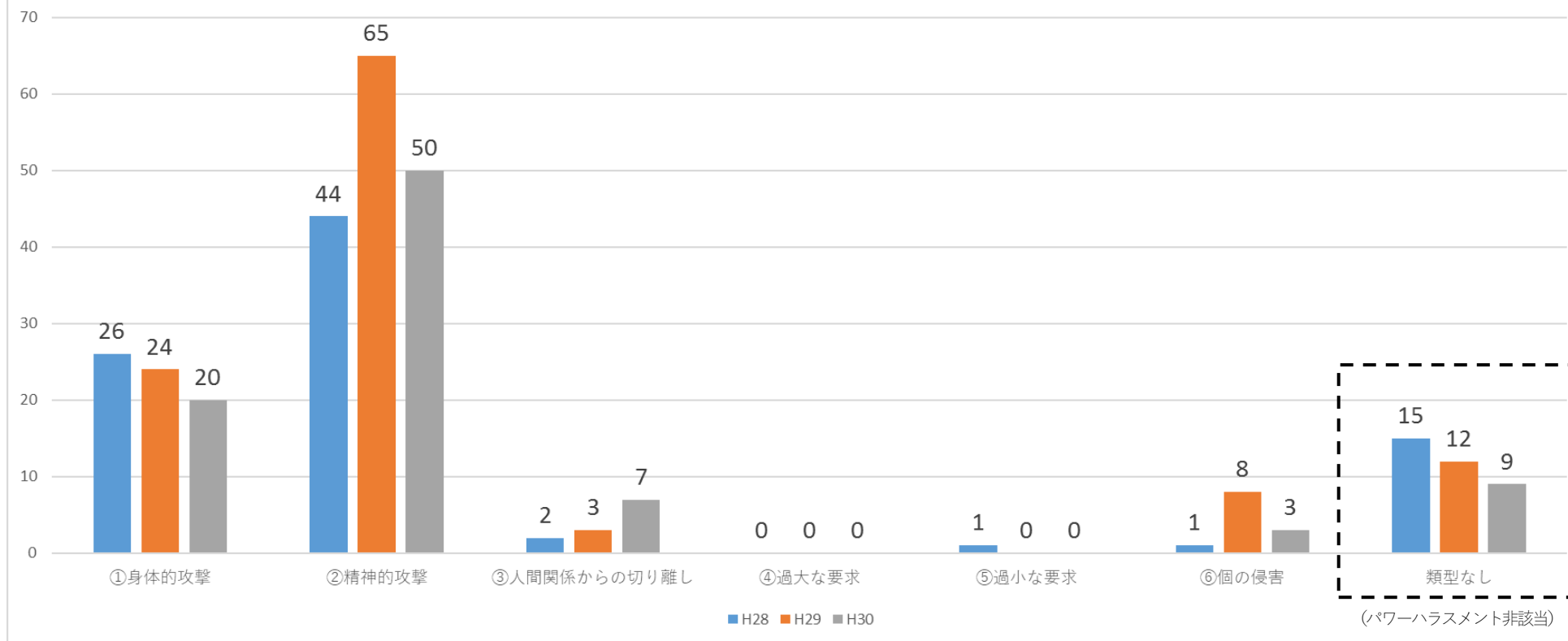


具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」 (項目29)に係る労災認定事例の分析結果



注1 業務による心理的負荷評価表中の出来事類型のうち、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の労災認定例から、パワーハラスメントに当たると考えられる事例を分類したもの。

注2 1つの事案で、複数の類型が認められる場合があることから、各年度の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の労災認定件数とは一致しない。

注3 「類型なし」はパワーハラスメント非該当のもの。具体例としては、「同僚1名ないし部下1名からの暴行やいじめ行為」、「就業先の介護施設の利用者等の労働者以外からの暴行等」等が含まれる。

主な労災認定例

<①身体的攻撃>

業務のことで上司から叱責されていた際、消極的な被災労働者の発言に上司が激昂し、殴る蹴るの暴行を加えられ、骨折した。

<②精神的攻撃>

上司から日常的に「死ね」などの人格を否定する発言を受けており、請求人の後輩に対し「こんなどうでもいい先輩を見習うな」「あいつは使えない」などの発言を行っていた。

<③人間関係からの切り離し>

先輩職員から仕事を教えてもらえず、無視される。上司に相談したが、金銭での解決を持ちかけられるなど誠実に対応されなかった。

<④過大な要求>

なし。

<⑤過小な要求>

上司から業務上必要な情報を与えない行為や「バカ」「仕事のレベルが低い」等の人格を否定するような発言を受けていた。

<⑥個の侵害>

「早く死ねばいいのに」といった人格を否定する発言が繰り返し行われていたほか、被災労働者が不在の間にロッカー内に置いてある自宅の鍵を勝手に使い、寝泊まりされた。